

委員会提出議案第1号

かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の
制定について

上記の議案を別紙のとおり、かすみがうら市議会会議規則（平成17年議会
規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市議会

議長 加固 豊治 様

提出者 議会運営委員会
委員長 川村 成二

提 案 理 由

電子採決システムの活用により表決を行うため、この規則を制定するものである。

なお、この規則は公布の日から施行するものである。

かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則

かすみがうら市議会会議規則（平成17年かすみがうら市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第70条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項及び第76条ただし書きの規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決をとることができる。

4 電子採決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする議員は賛成のボタンを、問題を否とする議員は反対のボタンを押さなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

かすみがうら市議会会議規則 新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(起立による表決)</p> <p>第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</p> | <p>(起立による表決)</p> <p>第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</p> <p><u>3 第1項及び第76条ただし書きの規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決をとることができる。</u></p> <p><u>4 電子採決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする議員は賛成のボタンを、問題を否とする議員は反対のボタンを押さなければならない。</u></p> |